

Title	沿岸域管理入門：日本の沿岸域利用と保全の新秩序を求めて. 6, 沿岸域管理の具体的な内容
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	環境と正義, 45: 18-19
Issue Date	2001-10-25
Type	Article
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16949
Rights	本著作物はJELF日本環境法律家連盟の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Environmental Lawyers Federation. Copyright (C) 2001 日本環境法律家連盟. 敷田麻実, 環境と正義, 45, 2001, pp.18-19.
Description	



沿岸域管理入門

日本の沿岸域利用と保全の新秩序を求めて

その六・沿岸域管理の具体的な内容

敷田 麻美（金沢工業大学環境システム工学科助教授）



持続可能な沿岸域の環境利用のためにには、沿岸域の利用を秩序立てる「沿岸域管理法」に基づき、一元的に沿岸域を管理する必要があると前回は述べた。そこで今回は、沿岸域管理法とは具体的にどのような法律になるのか。そしてそれに基づく管理を誰が、どのようにして進めるのか解説したい。

実際の沿岸域管理の進め方

ではその際に、どのような権限を管理主体に保証すればいいのだろうか。まず必要なのは、その管理範囲内で独自の沿岸域管理計画を立てるなどを条件に、沿岸域利用長期的な秩序決定の権限と、沿岸域利用に関する決定権が必要になる。つまり、管理の内容を決める権利と管理の実行を保証することができればまずは十分であろう。

そのためには、その権利付与を保証する沿岸域管理法の制定である。新たな法律の制定は社会的コストを増加させ、制度を複雑化するだけだという主張や、屋上屋を積むだけだという批判は多い。しかし「化け物屋の校区くらい、最大でも市町村の区域を想定した範囲で先ず実現することが望ましい。これは江戸時代に行われていた「浦々の管理」に模するところがあり、住民どうしで「顔の見える範囲」と考えていい。そしてこの区域の沿岸域を基本的な管理範囲とする主体を設置し、そこに所属する沿岸域を一元的に管理する。

一九九八年に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）を考えてみればよ

い。この法律は行政が行っているサービスと重なるサービスを別のやり方で社会に提供することを認めていた。その理由はさまざまあろうが、行政では十分行き渡らない、または行政があり熱心でない社会サービスを提供することを使命にしていることが多い。屋上屋を造ることを恐れるより、社会に必要なサービスをさまざまな手段で提供することを選ばべき時代に私たちはいるのではなかろうか。

沿岸域の場合、このようなサービスは今まで専ら行政が行っていた「管理（利用と保全の調整）」である。しかし、行政のそれは縦割り管理によって各別々のところでしか受けられなかつた。そこで、①管理サービスの提供者を一つにする「ワンストップショッピングセンター」化、②管理範囲を陸と海を含む沿岸域に拡大、が実現できることが望ましい。もちろん、今の海岸法でも海岸の美化や占有などが対象の管理委託は可能だが、そこから範囲を陸と海を含む沿岸域に拡大して、一元的に利用者にサービスを提供するためには、まず沿岸域でこのような一括の委託を可能にする沿岸域管理法とその制度が必要になる。

すでにこのような管理は、最近新たな仕組みの提案によって現実的になっ

ている。それは「アダプト（養子）制度」だ。これは、対象となる海岸で一定の管理制度（ほとんどが、清掃や美化のための維持的管理だが）を認める代わりに、それを管理していることを誇示できるという制度で、アメリカの海岸で実績がある（写真参照）。日本でも道路管理などで実際に試みられ始めしており、その原理は示唆にとどめている。これを海

岸の単なる美化や維持活動から、法律に基づく制度による沿岸域管理にまで拡大することができれば大きな前進である。またこうした批判に対抗するには、沿岸域の環境のことを第一にすることもある。

ある。

アダプトアビーチによる海岸へのゴミ箱設置
(カリフォルニア)



れるだろうが、任せやすい、あるいは効率がよいからという理由で選択するよりももつと重要なことがある。例えば、その沿岸域に対する「働きかけ」の強い利用者を、一定の範囲の沿岸域の管理主体にしてもいいのではないか。沿岸域の利用者が、たとえ最初は稚拙でも、利用に関するルールや計画（沿岸域管理計画）を作り、学習しながら自分たちの沿岸域を自ら管理する。これが今後の沿岸域管理の基本となる「ユーワー管

もちろんこの場合には、管理者は一人または一つの利用者グループではなく、さまざまな利用者が参加し、その利用者による「沿岸域管理委員会」を形成し、具体的な管理を進める。

この管理の対象には、自然環境や資源だけではなく利用者の活動も含まれるので、「管理」というよりも沿岸域の資源環境をうまく利用してそこから便益を得る「経営」という言葉が適切かもしない。会社の資産や資本を上手に

社員自らが経営すると思えばよりわかる
りやすい。また、共有する資源や環境を活用して
いる利用者が経営に参画する

沿岸域管理の主役

次に重要なのは、その管理者である。管理はその主体があつて初めて具体化

する。ここで提案する沿岸域管理の上
うに、管理主体に一元的な権限を認め
る場合には、誰が管理の主役かがいつそ

そこで「管理のプロ」である地方自治体を管理主体にする考え方があらわされ

もちろんその際にも、沿岸域に生活を依存したり、沿岸域がないと生活が成り立たない利用者には優先権が与えられるべきだ。しかし大切なのは、単に生活上で沿岸域を利用しているという

そのような問題の解決は、より広い範囲の管理主体で取り扱う必要がある。具体的には、都道府県レベル以上の広域の管理主体である。それは、仲裁や調整の役目、また取り締まりや沿岸域に関する調査・研究の機能も必要になるので、広域管理の主体は、財政・組織規模が十分大きい都道府県レベルの地方自治体が望ましい。

しかし、管理の基本ユニットはあくまでも沿岸域と密接に関係する「狭い地域」である。そして、そこで解決できな

ことではなく、沿岸域に対して積極的な「働きかけ」があり「思い入れ」がどれだけあるかということだ。だとすれば機械的に漁業生産を続ける漁業よりも、海と対話しながら遊んでいるサーファーや遊漁者の方が、優先されるケースもあり得る。ここで「生活を依存する」という意味は、収入に限らず、もつと広い意味で「海の存在がないと困る度合い」と捉える必要があるだろう。とすれば、分割されて、機能別になつて、いる現在の日本の沿岸域管理では、このような「利用する権利の拡大」には対応しきれない。それが新たな管理の仕組みの創出が求められるゆえんである。

さて次回は、実際の沿岸域管理の手段や手法について述べ、「日本方式」の沿岸域管理の現実の姿に迫りたい。

敷田麻実(しきだあさみ)
高知大学農学部栽培漁業学科卒業
後、石川県水産課に勤務。その間、豪
James Cook University理学部大学
院・金沢大学大学院社会環境科学研
究科博士課程を修了、現在は金沢工
業大学環境システム工学科助教授。
博士(学術)。